

平成20年度上半期パートタイム労働相談事例

【事例1】

飲食店に勤務する入社6年目のパートタイム労働者。ホール系のチーフとして正社員を含む40人余の部下を管理し、店長不在時には店長の代理を務めている。時給が余りにも低く不満である。

【事例2】

企業の健康相談室に勤務する専門職のパートタイム労働者。常勤とはまったく同じ業務をしているにもかかわらず、常勤であれば受けられる保健指導に関する研修を受けさせてもらえない。

【事例3】

料理のインストラクターとして勤務するパートタイム労働者。半年前、会社から正社員に転換させるとの話が出たが、未だに転換させてくれない。転換制度については聞いていない。

【事例4】

パートタイム労働者を雇い入れた際昇給の有無についても明示することが義務付けられたが、契約更新時に時給が上がる場合がある場合には、どのように明示することとなるのか。

【事例5】

給食施設について正社員が利用している場合は、パートタイム労働者にも利用の機会を与えるよう配慮することが義務付けられたが、社員食堂の利用料金が正社員とパートタイム労働者とでは異なっている場合、利用料金を同じにしなければならないのか。

【事例6】

パートタイム労働者から、正社員であれば特別休暇の取得や保養所の利用ができるにもかかわらず、パートタイム労働者がその対象とならないのは、おかしいのではないかと苦情を受けた。